議会報告会開催の経過

①実施までの経過

・平成12年に地方分権一括法が施行され、地方分権が推進されることを背景に、住民に開かれた議会を目指す方策を検討するため、議員定数問題の検討も含めた「議会改革検討特別委員会」を設置。（H15.6.6～H16.12.14）

・その報告書の中で、町民が関心を寄せる議会づくりを目指すため、「住民懇談会を積極的に開催する」ことが検討項目に盛り込まれた。当該特別委員会では「議員定数問題」についても検討しており、住民懇談会（H16.5.12）として、JA,JC,観光協会、商工会、日赤奉仕団、女性ネットワークの方々と、また区長との懇談会（H16.6.21）を実施した。

・平成18年10月に議会運営委員会で、住民懇談会について先進地視察を実施し

た。（岩手県住田町）

・平成19年5月31日、議会運営委員会で議会報告会（住民懇談会）の実施について議長より指示があり検討に入る。

・平成20年10月17日、全員協議会で「議会報告会開催要領」が了承され、10

月27日から29日にかけ、町内３会場において第１回の報告会を開催した。

以後、報告会を２回開催している。

②実施方法について

・所管は、議会運営委員会

　※別紙開催要領参照

○実施時期は、毎年３月及び９月定例月会後に実施する。

○会場は、町内30区を概ね小学校通学区の３地区（西・中・東）に区分し、各班が１地区を担当する。

○班編成は、議員を５人編成の３班に分け実施する。

（原則として、出身地区は避けるよう配慮している。）

○報告会は約２時間の予定で行い、共通のシナリオにより進行する。

○会場設営、司会進行、記録についてすべて議員が行うこととしている。

○議長は全会場に出席する。

③効果等について

○町民が関心のある事項など直接感じることができる。

○説明のための内容確認により、議案に対してさらに理解が深まる。

○参加人数が少ないため、開催方法について再検討が必要。

【議会報告会の名称変更】

○「議会とまちづくりを語る会」とし、意見交換を主とした内容として

実施することとした。

（H22.3.18　 　全員協議会で了承）

○「議会とまちづくりを語る会」の実施

（H22.6.22～24　町内３ヶ所）

（H23.7.12～14　　　〃　　）

以後開催要領により年２回開催。

※当日の資料として「議案の概要資料」「議会用語集」「軽井沢町予

算説明書」を用意し、参加者に配慮している。

　　〇令和５年度より「議会とタウンミーティング」に改称して実施

【議会報告会開催要領の一部改正】

○現行要領と現在の実情を照らし合わせ、より機能的・柔軟的に報告会を　開催するために要領の一部改正を行った。

（H28.4.1施行）

【ハイブリッド開催の導入（令和４年度より）】

　○コロナ禍の影響により令和２・３年度は開催を見送りとしていたが、令和４年度より、多様な方たちに参加してもらえるよう会場・オンラインで参加者を募る「ハイブリッド形式」を取り入れた。

　参考

議会報告会（住民懇談会）経過

15.6.6　　「議会改革検討特別委員会」を設置。（H15.6.6～H16.12.14）

　　　　　　　住民に開かれた議会を目指す方策を検討

16.5.12　　各種団体と住民懇談会を実施

　　　　　　（JA,JC,観光協会、商工会、日赤奉仕団、女性ネットワーク）

16.6.21　　区長との懇談会を実施

19.5.31　 議長より議会報告会（住民懇談会）の実施方法について検討指示

19.10.24　 全協で開催要領（案）提示

20.8.28　 開催要領修正（議運）、共通マニュアル作成

20.9. 4　 全協で開催要領説明

20.9.24　 開催要領修正（議運）

20.10.17　 全協で了承

20.10.27～29　第１回議会報告会（矢ケ崎公園、中軽井沢、借宿）56名

　　　　　　　・議会に対する要望　　 7件

　　　　　　　・町に対する要望　　　21件

21.4.21～23　第２回議会報告会（矢ケ崎公園、中軽井沢、借宿）56名

・議会に対する要望　　 9件

　　　　　　　・町に対する要望　　　19件

　　　　　　　・その他　　　　　　　 1件

21.11.4～6　第３回議会報告会（旧軽井沢、下発地、追分）24名

・議会に対する要望　　 6件

　　　　　　　・町に対する要望　　　 3件

　　　　　　　・その他　　　　　　　 1件

22.3.3　　　全員協議会（次回報告会の計画）

22.3.18　 　全員協議会（報告会の名称変更）

　　　　　　　・「議会とまちづくりを語る会」とし、意見交換を主とした内容とする。

22.6.22～24　第４回議会とまちづくりを語る会（借宿、中軽井沢、矢ケ崎公園）76名

・議会に対する要望　　10件

　　　　　　　・町に対する要望　　　29件　　・意見　5件

23.7.12～14　第５回議会とまちづくりを語る会（旧軽井沢、中軽井沢、借宿）70名

・議会に対する要望　　　4件　　・意見　 6件

　　　　　　　・町に対する要望　　　　9件　　・意見　18件

　　　　　　　・その他　　8件

24.2.1～3 第６回議会とまちづくりを語る会（矢ヶ崎公園、中軽井沢、借宿）75名

　　　　　　　・議会に対する要望　　6件　　　･意見　　1件

　　　　　　　・町に対する要望　　　6件　　　・意見　 5件

　　　　　　　・その他　　8件

24.5.22・24・25　第７回議会とまちづくりを語る会(中軽井沢、借宿、旧軽井沢)　44名

　　　　　　　・議会に対する要望　　5件 　　　・意見4件

　　　　　　　・町に対する要望　　　10件　　　・意見4件

　　　　　　　・その他　　7件

24.11.20～22　第８回議会とまちづくりを語る会(矢ヶ埼公園、中軽井沢、借宿)　41名

　　　　　　　（アンケート用紙変更）

　　　　　　　　【意見・要望・提言】

　　　　　　　・総務常任委員会　20件

　　　　　　　・社会常任委員会　 9件

　　　　　　　・議会運営委員会　 1件

25.5.21・23・24　第９回議会とまちづくりを語る会(旧軽井沢、中軽井沢、借宿)　58名

　　　　　　　　【意見・要望・提言】

　　　　　　　・総務常任委員会　16件

　　　　　　　・社会常任委員会　18件

　　　　　　　・議会運営委員会　 3件

25.10.30・31・11.1　第10回議会とまちづくりを語る会(矢ヶ崎公園、中軽井沢、借宿)

43名

　　　　　　　【意見・要望・提言】

　　　　　　　・総務常任委員会　22件

　　　　　　　・社会常任委員会　12件

　　　　　　　・議会運営委員会　 6件

　　　　　　　・議会広報編集委員会　1件

26.5.28・29・30　第11回議会とまちづくりを語る会(旧軽、中軽井沢、借宿)　43名

　　　　　　　【意見・要望・提言】

　　　　　　　・総務常任委員会　22件

　　　　　　　・社会常任委員会　12件

　　　　　　　・議会運営委員会　 6件

　　　　　　　・議会広報編集委員会　1件

26.11.5・6・7　第12回議会とまちづくりを語る会(矢ヶ崎公園、中軽井沢、借宿)　　42名

　　　　　　　【意見・要望・提言】

　　　　　　　・総務常任委員会　28件

　　　　　　　・社会常任委員会　14件

27.7.13・16・17　第13回議会とまちづくりを語る会(借宿、中軽井沢、旧軽)　　45名

　　　　　　　【意見・要望・提言】

　　　　　　　・総務常任委員会　9件

　　　　　　　・社会常任委員会　4件

　　　　　　　・議会運営委員会　3件

27.10.22・26・27　第14回議会とまちづくりを語る会(発地、追分、矢ヶ崎)　　57名

　　　　　　　【意見・要望・提言】

　　　　　　　・総務常任委員会　16件

　　　　　　　・社会常任委員会　17件

　　　　　　　・議会活性化特別委員会　1件

　　　　　　　・広報広聴常任委員会　6件

28.5.23・26・27　第15回議会とまちづくりを語る会(三ツ石、成沢、鳥井原)　　55名

　　　　　　　【意見・要望・提言】

　　　　　　　・総務常任委員会　15件

　　　　　　　・社会常任委員会　11件

　　　　　　　・議会運営委員会　2件

28.11.14・15・16　第16回議会とまちづくりを語る会(発地市庭、大日向、南ヶ丘)　43名

　　　　　　　【意見・要望・提言】

　　　　　　　・総務常任委員会　16件

　　　　　　　・社会常任委員会　11件

29.5.15・17・18　第17回議会とまちづくりを語る会(浅間台、千ヶ滝西区、離山)　61名

　　　　　　　【意見・要望・提言】

　　　　　　　・総務常任委員会　19件

　　　　　　　・社会常任委員会　12件

　　　　　　　・議会運営委員会　 3件

　　　　　　　・広報広聴常任委員会　3件

29.11.13・14・15　第18回議会とまちづくりを語る会(塩沢、古宿、杉瓜)　41名

　　　　　　　【意見・要望・提言】

　　　　　　　・総務常任委員会　 9件

　　　　　　　・社会常任委員会　11件

30. 5. 9・10・11　第19回議会とまちづくりを語る会(南軽井沢、油井、茂沢)　45名

　　　　　　　【意見・要望・提言】

　　　　　　　・総務常任委員会　13件

　　　　　　　・社会常任委員会　 9件

30. 10. 29・30・31　第20回議会とまちづくりを語る会(馬取、借宿、くつかけテラス)　47名

　　　　　　　【意見・要望・提言】

　　　　　　　・総務常任委員会　17件

　　　　　　　・社会常任委員会　 7件

　　　　　　　・広報広聴常任委員会　3件

R1. 7. 26・8.1・6　第21回議会とまちづくりを語る会(中軽井沢、木もれ陽の里、発地市庭)

32名

　　　　　　　【意見・要望・提言】

　　　　　　　・総務常任委員会　 7件

　　　　　　　・社会常任委員会　 8件

・議会活性化特別委員会　 3件

R1. 10. 25・28・29　第22回議会とまちづくりを語る会(発地市庭、くつかけテラス、観光振

興センター)　28名

　　　　　　　【意見・要望・提言】

　　　　　　　・総務常任委員会　 8件

　　　　　　　・社会常任委員会　 5件

・議会運営委員会　 1件

　　　　　　　・広報広聴常任委員会　 1件

R2.11.17　新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、議会とまちづくりを語る会中止

　　　　　※試行として、議会報告会によらない住民との新たな意見交換の場として、オン

ラインミーティングを開催。参加者８名。

R3.8.3　新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、議会とまちづくりを語る会を中止

※令和2年度に引き続き、オンラインミーティング（テーマ：庁舎を中心としたまちづくり）を開催。参加者20名。

R4.10.11・12　第23回議会とまちづくりを語る会(軽井沢町役場、矢ケ崎公園管理棟、追分公民館)　63名（うちオンライン8名）

　　　　　　　【意見・要望・提言】

　　　　　　　・総務常任委員会　 3件

　　　　　　　・社会常任委員会　 5件

・庁舎周辺整備事業検討特別委員会　 2件

R5.11.8・9　第24回議会とタウンミーティング(ほっち交流館、旧軽井沢公民館、追分公民館)　35名（うちオンライン2名）

　　　　　　　【意見・要望・提言】

　　　　　　　・総務常任委員会　 1件

　　　　　　　・社会常任委員会　 6件

・庁舎周辺整備事業検討特別委員会　 4件

R6.7.8・9　第25回議会とタウンミーティング(町中央公民館、借宿公民館、矢ケ崎公園管理棟)　22名（うちオンライン0名）

R6.11.14・15　第26回議会とタウンミーティング(シャルロットハーブティ、軽井沢安東美術館、三ツ石公民館)　26名（オンラインでの開催なし）

**軽井沢町議会報告会開催要領**

１．開催趣旨

議会が町民に信頼される民主的なまちづくりを実現し、効率的な行財政運営を図るには町民との連携が重要である。地方分権の推進により、自己決定と自己責任が拡大する中で、まちづくり政策決定過程への町民参加がきわめて重要となってくる。

本議会では、議会の監視機能や政策提言活動など議会活動の状況を地域に出向いて町民に直接報告・説明し、町政に関する情報の提供に努める。

さらには、議会活動に対する批判や意見、町政に対する提言などを直接聴取する機会とし、本町議会の機能を高め、活力ある発展に資する事を目的とする。

なお、報告会は議会において決定した事項とし、議員個々の意見は控えるものとする。

1. 実施時期等について

　　　①毎年３月及び９月定例月会後に実施する。

　　　②開催時間は、概ね２時間とする。（最大３０分延長可）

３．報告内容について

　　　①本会議の概要

　　　②委員会報告、視察報告

　　　③当初予算及び決算の審議状況

　　　④その他（町民が関心をよせている事項の説明等）

４．報告会の役割分担について

　　　①報告会に必要な役割は、編成された班毎に協議して決定する。

　　　②必要と思われる役割は、司会進行、報告者、答弁者、記録者などとし、それぞれの班において調整する。

1. 班編成および構成について

　　　①５人単位で３班編成とし、期別、年齢を基準とし、議長が決定する。

　　　②班に代表者を置き、構成員の互選によって決める。

　　　③原則として、出身地区は避ける。

６．開催回数（日数）について

　　　①１班あたり２回（日）以上とする。

７．開催単位及び会場について

　　　①町内３０区を、概ね小学校通学区の３地区（西・中・東）に区分し、各班が１地区を担当する。（町民はいずれの会場にも参加できる。）

　　　②各班が担当する会場は、３人の代表者が原則として抽選によって決定する。

８．周知方法について

　　　①開催日時と会場を早めに決定し、「議会だより かるいざわ」及び新聞折り込み等で告知する。

９．記録について

　　　①報告会の記録は、参加者から出された意見、要望、提言などの要点記録とする。

10．報告会次第について

　　報告会の次第は、概ね次のとおりとする。

　　　①開会あいさつ・・・議会代表者

　　　②議会報告・・・「３．報告内容について」によるものとする。

　　　③質疑応答

　　　④意見・提言等・・・参加者の意見等をよく聴取する。

　　　⑤閉会あいさつ・・・議会代表者（お礼を兼ねる）

11．資料について

　　　①資料は必要に応じて配布する。

12．その他

　　　①参加者には「議会だより」を持参するよう呼びかける。

　　　②参加者からの発言は、より多くの方に機会を与えるよう配慮する。

　　　③議員の発言は、特定の議員に偏らないようお互い対応する。

　　　④報告会終了後は、報告会の成果、効果等について全体で総括する。

　　　⑤質問、要望等で重要なものは、議長から町長へ文書等で報告し、その対応を求める。

　　　⑥報告会の結果は、「議会だより」に掲載する。

　　　⑦議長は、原則として全ての会場に出席するものとする。

　　　⑧会場の準備は、担当班で行う。

　　　⑨この要領に定めるもののほか、議会報告会の関係に関し必要な事項は、議長が全員協議会に諮って定めるものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 軽井沢町議会報告会開催要領の一部を改正する要領新旧対照表 | |
| 改正後 | 改正前 |
| １　略 | １　略 |
| 1. 実施時期等について | 1. 実施時期等について |
| ①毎年３月及び９月定例月会議後に実施する。 | ①毎年３月及び９月定例月会議後に実施する。 |
| ②開催時間は、概ね２時間とする。（最大３０分延長可） | ②開催時間は、午後７時から午後９時までとする。（最大３０分延長可） |
| ３から４まで　略 | ３から４まで　略 |
| 1. 班編成および構成について   　　①５人単位で３班編成とし、期別、年齢を基準とし、議長が決定する。  　　②班に代表者を置き、構成員の互選によって決める。  　　③原則として、出身地区は避ける。 | 1. 班編成および構成について   　　①５人単位で３班編成とし、期別、年齢を基準とし、毎年議会運営委員会において協議し決定する。  　　②班に代表者を置き、構成員の互選によって決める。  　　③原則として、出身地区は避ける。 |
| ６．開催回数（日数）について  　　①１班あたり２回（日）以上とする。 | ６．開催回数（日数）について  　　①１班あたり２回（日）とする。 |
| ７から１１まで　略 | ７から１１まで　略 |
| 12．その他  　　①参加者には「議会だより」を持参するよう呼びかける。  　　②参加者からの発言は、より多くの方に機会を与えるよう配慮する。  　　③議員の発言は、特定の議員に偏らないようお互い対応する。  　　④報告会終了後は、報告会の成果、効果等について全体で総括する。  　　⑤質問、要望等で重要なものは、議長から町長へ文書等で報告し、その対応を求める。  　　⑥報告会の結果は、「議会だより」に掲載する。 | 12．その他  　　①参加者には「議会だより」を持参するよう呼びかける。  　　②参加者からの発言は、より多くの方に機会を与えるよう配慮する。  　　③議員の発言は、特定の議員に偏らないようお互い対応する。  　　④報告会終了後は、報告会の成果、効果等について全体で総括する。  　　⑤質問、要望等で重要なものは、議長から町長へ文書等で報告し、その対応を求める。  　　⑥報告会の結果は、「議会だより」に掲載する。 |
| 改正後 | 改正前 |
| ⑦議長は、原則として全ての会場に出席するものとする。  　　⑧会場の準備は、担当班で行う。  　　⑨この要領に定めるもののほか、議会報告会の関係に関し必要な事項は、議長が全員協議会に諮って定めるものとする。 | ⑦担当の班以外の議員は、議長に申し出て参加することができる。  　　⑧議長は、全ての会場に出席することができる。  ⑨会場の準備は、各班で行う。 |